

【別紙】

令和7年度社会福祉法人指導監査結果(主な指摘等事項等の説明)

所轄庁名 大田市 監査法人数 6 法人

文書で指摘した事項

①定款に記載されている事業が法人登記に記載されていないので登記の変更をすること

〔社会福祉法第29条第1項、組合等登記令第3条第1項、指導監査ガイドライン Ⅲ管理 4 その他(4)その他 3〕

【1 法人】

社会福祉法第29条第1項の規定より法人の登記が義務付けられており、組合等登記令第3条第1項により、前条第2項各号に定める事項に変更が生じたときは、2週間以内に変更の登記をしなければならないとされていますので、法令の定めにより登記をされますようお願いいたします。

例えば、新規事業の開始や事業の廃止等を行った場合には、定款への記載事項に変更がないか、登記する必要があるかなど、網羅的に確認願います。

なお、資産の総額については、組合等登記令第3条第3項の規定により、毎事業年度末日現在の状況を当該末日から3箇月以内に登記することとなっています。

②定款記載の基本財産と財産目録の基本財産が一致していないので、整合を図ること

〔会計基準第31条から第34条、運用上の取扱い27、ガイドライン Ⅲ管理 3 会計管理 (5) 附属明細書等 3〕

【5 法人】

財産目録は、基本財産を含め法人の全ての資産及び負債について記載する必要があり、また、基本財産は定款への記載事項であることから、定款の規定と一致する必要があります。

今回、少し詳細に確認させてもらいましたが、次のような事案が見受けられました。

①基本財産として定款に規定されているものが財産目録上その他の固定資産として計上されている

②財産目録に基本財産として計上している物件を定款に規定していない

あわせて、財産目録の記載についても、所定様式の留意事項等をご確認のうえ適正に管理されるようお願いいたします。

法人所有の固定資産に異動(取得、売却、用途変更など)があった場合は、定款、財産目録を改めて、網羅的に確認願います。

③所轄庁の認可が必要となる定款変更については、認可を受けること

〔法第45条の36第2項、ガイドライン I 法人運営 1 定款 2〕

【1 法人】

法第45条の36第2項により、厚生労働省令で定める事項に係るもの以外の定款の変更については、所轄庁の認可が必要であり、第4項により、厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を所轄庁へ届け出なければならない(⇔認可は必要ない)とされています。

所轄庁への届出で足りる項目は、法第31条第1項に掲げる事項(定款への必要的記載事項)のうち、次に掲げる参考のとおりです。

それ以外の必要的記載事項や任意的記載事項については、軽微な変更であっても所轄庁の認可が必要ですので、注意してください。

なお、定款の変更認可申請については、手戻り等のないように、事前に相談いただくようお願いしておりますので、よろしく申し上げます。

おって、定款変更した際は、法第59条の2により、速やかに公表することとされていますので、注意してください。(文書指摘⑦参照)

[参考] 法第 31 条第 1 項(定款への必要的記載事項)事項に係る認可・届出の区分け

所轄庁の認可が必要な事項	所轄庁の認可を要さない事項(届出事項)
①目的 ②名称 ③社会福祉事業の種類 ⑤評議員及び評議員会に関する事項 ⑥役員(理事及び監事)の定数その他役員に関する事項 ⑦理事会に関する事項 ⑧会計監査人に関する事項 ⑩会計に関する事項 ⑪公益事業の種類 ⑫収益事業の種類 ⑬解散に関する事項 ⑭定款の変更に関する事項	④事務所の所在地 ⑨資産に関する事項 (基本財産の増加に限る) ⑮公告の方法

④事業計画及び収支予算書について毎会計年度開始日前日までに理事会の承認を受けること

[留意事項 2(1)、ガイドライン Ⅲ管理 3 会計管理(3)会計処理 3、定款例第 31 条(島根県版：第 36 条)]

【1 法人】

「社会福祉法人の認可について」(平成 12 年 12 月 1 日付け障第 890 号、社援第 2618 号、老発第 794 号、児発第 908 号厚生省大臣官房障害保健福祉部長、厚生省社会・援護局長、厚生省老人保健福祉局長、厚生省児童家庭局長連名通知。最終改正：令和 2 年 12 月 25 日)の別紙 2「社会福祉法人定款例」というものがあり、これをベースに島根県においても、島根県版の定款例を作成しています。

この定款例第 31 条(島根県版：第 36 条)で「事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、<例 1：理事会の承認、例 2：理事会の決議を経て、評議員会の承認>を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。」とありますので、各法人の定款を改めてご確認いただき、適正に処理されますようお願いいたします。

⑤評議員会の決議事項に係る「特別の利害関係」を有する評議員の存否について、事前に確認し議事録に記録すること

[法第 45 条の 9 第 8 項、ガイドライン I 法人運営 3 評議員・評議員会 (2)評議員会の招集・運営 2]

【1 法人】

法第 45 条の 9(評議員会の運営)第 8 項により、評議員会の決議について特別の利害関係を有する評議員は、議決に加わることができないとされており、法人は各評議員に確認しておく必要があります。

このことについて、特別の利害関係の有無の確認結果を、原則として議事録に記録しておくこととなります。

招集通知にあわせて、議案に係る特別の利害関係の有無について、書面によって事前に確認しておくという方法もあります。この場合は、個別の議案の議決前に改めて確認を行う必要はなく、決議に利害関係がある評議員がいない場合には、議事録の記載も不要です。

⑥報酬等の支給基準に定める事項が定められていないので定めること

[法第 45 条の 35、法施行規則第 2 条の 42、ガイドライン I 法人運営 8 評議員、理事、監査及び会計監査人の報酬 (2)報酬等支給基準 1]

【1 法人】

法第 45 条の 35(報酬等)第 1 項の規定により、理事、監事及び評議員に対する報酬について、支給の基準を定めることとなっており、法施行規則第 2 条の 42(報酬等の支給の基準に定める事項)により、基準に定める事項が定められています。

具体的には、次の事項を定める必要がありますので、改めてご確認くださいませうお願いします。

なお、報酬等の支給の基準については、法第 45 条の 35 第 2 項により評議員会の承認が必要ですので、変更等の際にはご注意ください。

(報酬等の支給の基準に定める事項)

- 理事、監事及び評議員の勤務形態に応じた報酬等の区分
- 報酬等の金額の算定方法
- 支給の方法
- 支給の形態

⑦定款については、変更した都度、直近のものを公表すること

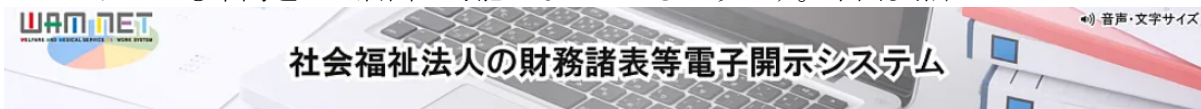
〔法第 59 条の 2、法施行規則第 2 条の 5 及び第 10 条、ガイドライン I 法人運営 I 定款 3 定款の備置き・公表〕

【1 法人】

法第 59 条の 2(情報の公開等)第 1 項第 1 号により、定款変更の認可を受けたとき、又は定款変更の届出をしたときは、遅滞なく、定款の内容を公表しなければならないとされています。

公表の方法は、インターネットの利用により行うこととされており、法人ホームページへの掲載が原則ですが、「社会福祉法人の財務諸表等電子開示システム」への掲載も許容されています。

定款変更があった際は、法人ホームページや「社会福祉法人の財務諸表等電子開示システム」をご確認のうえ、変更後の定款を遅滞なく公表していただきますようお願いします。(開示システムにおいても年間通して届出が可能となっているようです。下図参照)



[トップ](#) > [社会福祉法人の財務諸表等電子開示システム関係連絡板](#) > [社会福祉法人の財務諸表等電子開示システムに関する質疑応答集](#)

財務諸表等電子開示システムQ&A

[トップ](#)

システムへの保存・届出

問20)

定款に変更があったので、再届出をしたいが、どうしたら良いか。

答20)

定款は、設立時の承認の申請時、変更の承認の申請時、軽微な変更の場合の届出の際に、所轄庁への届出及びインターネットへの公表を行うこととされています。
本システムによる、定款等の届出は年間を通し可能となっておりますので、変更の際にシステムより届出を行ってください。

口頭で指摘した事項

①契約について、規定数以上の見積書を徴収していない事例や、契約書や請書といった契約の証のない契約行為が見受けられたため、経理規程の定めに従い、契約行為を適正に行うこと
〔法人経理規程〕

【3 法人】

契約に関して執行伺い等の書類が見受けられず、随意契約の根拠等が不明である事案もありました。

運営の透明性を図るためにも、法人の経理規程を改めてご確認いただき、適正に処理されますようお願いいたします。

②理事会の招集通知については、理事会開催日の中 7 日以上空けて発出すること

〔法第 45 条の 14 第 9 項により準用される一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 94 条第 1 項、ガイドライン I 法人運営 6 理事会 (1) 審議状況 1〕

【1 法人】

この「中 7 日以上空けて」というのは、理事会の招集のみならず、評議員会の招集についても同じ取扱いとなりますので、ご注意ください。

なお、定時評議員会については、法第 45 条の 32 の規定から、その開催を決めた理事会と中 14 日以上の間隔を確保して開催してください。

法第 45 条の 32 (計算書類等の備置き及び閲覧等)

計算書類等については、定時評議員会の 2 週間前の日から 5 年間 (3 年間)、主たる (従たる) 事務所に備え置く必要がある。

③職員による小口現金の立替払いは原則避けるべき取扱いであるので、今後は立替払いが生じないように努めること

〔法人経理規程、平成 23 年 5 月 23 日付け地福第 240 号島根県健康福祉部長通知「社会福祉法人及び社会福祉施設等の適正な運営の確保について」〕

【1 法人】

小口現金制度は、法人の日々の少額な支払いに対応するものですが、これにより職員による立替払いが基本的には発生しないものと解します。

④予算執行や資産管理等の管理体制について、その役職等に対する任命書等がないものが見受けられたので、改めて管理体制を確認すること

〔留意事項 1(2)、ガイドライン III 管理 3 会計管理 (2) 規程・体制 2、法人経理規程等〕

【1 法人】

法人運営の透明性を図るためにも、会計責任者や現金管理責任者、固定資産管理責任者といった役職につきまして、法人諸規程を改めてご確認いただき、任命等していただきますようお願いいたします。

助言又は他法に係る指導を行った事項

①インターネットを利用した物品等の購入について、適正な手続きを確保するため、規程等を整備されたい

【1 法人】

規程という形での整備までは要しませんが、執行伺いから実際の購入手続きを執るなど、手続きをルール化するようにお願いします。

②経理規程における計算書類の注記に関する規定については、社会福祉法人会計基準第 29 条の規定にそって定められたい

【4 法人】

令和 2 年厚生労働省令第 157 号(令和 3 年 4 月 1 日施行)によって改正された社会福祉法人会計基準により、第 29 条(計算書類の注記)第 1 項(注記の項目)について、15 項目から 16 項目になりました。

新たに「合併又は事業の譲渡若しくは譲受けが行われた場合には、その旨及び概要」が第 15 号として追加され、以降、号ずれとなっています。

この追加が反映されていなかったり、拠点区分における省略できる注記の号数がずれたりしている事案が見受けられました。

法人におかれましては、計算書類の注記について規定した規程(経理規程)について、今一度、ご確認いただき、会計基準と齟齬がないようにお願いします。